

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	宛名管理システム宛名管理ファイル（税務課所管分）
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課
個人情報ファイルの利用目的	住登外者の宛名情報管理台帳の作成
記録項目	個人識別符号（個人番号）、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、送付先
記録範囲	住登外宛名情報の新規登録及び修正の必要がある者
記録情報の収集方法	実施機関（税務課、収納課、保険年金課、幼児課、住宅課、農業委員会、介護保険課等）の依頼により
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市総務部税務課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	個人住民税システム市税賦課ファイル(税務課所管分)
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課
個人情報ファイルの利用目的	市県民税の賦課情報管理台帳の作成
記録項目	個人識別符号（個人番号）、氏名、性別、生年月日、住所、職業・職歴、所得・収入、公的扶助受給、親族・続柄、婚姻、心身機能の障害、調定状況
記録範囲	1月1日現在、市内に住所を有する個人
記録情報の収集方法	本人、税務署、年金保険者、他の市町村、給与支払報告者等、市民課（住民記録）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	データ入力業務委託事業者、税務署、年金保険者等
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市総務部税務課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	各種連携システム（課税原票管理システム、国税連携システム、地方税電子申告支援システム、eLTAX）有

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	税申告受付システムファイル
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課
個人情報ファイルの利用目的	税申告書類の受付及び申告データの作成
記録項目	個人識別符号（個人番号）、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、本籍・国籍、職業・職歴、所得・収入、資産状況、口座情報、親族・続柄、婚姻、心身機能の障害
記録範囲	1月1日現在、市内に住所を有する個人
記録情報の収集方法	本人、税務署、年金保険者、他の市町村、給与支払報告者等、市民課（住民記録）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	税務署
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市総務部税務課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	各種連携システム（課税原票管理システム、国税連携システム、地方税電子申告支援システム、eLTAX）有

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	軽自動車税システムファイル
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車の所有者及び賦課情報管理台帳の作成
記録項目	氏名、性別、生年月日、住所、車種、標識番号、車体番号、排気量、定置場所、口座情報、心身機能の障害、調定状況
記録範囲	4月1日現在、市内に定置場のある車両の納税義務者
記録情報の収集方法	本人、滋賀運輸局、軽自動車検査協会
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	照会のあった他市町村及び警察署等
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市総務部税務課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	各種連携システム（課税原票管理システム、軽 OSS 連携システム、軽自動車検査情報市区町村提供システム）有

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	団体内統合宛名システム（税務課所管分）
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課
個人情報ファイルの利用目的	市県民税の賦課情報管理台帳の副本
記録項目	特定個人情報データ標準レイアウト仕様
記録範囲	1月1日現在、市内に住所を有する個人
記録情報の収集方法	市県民税の賦課情報管理台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	マイナンバー照会のあった他市町村
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市総務部税務課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	固定資産税システムファイル
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の賦課等に利用する。
記録項目	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、資産状況、納税状況、口座番号等、親族・続柄
記録範囲	固定資産を保有する者
記録情報の収集方法	法務局からの登記情報及び宛名管理システムを利用して収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	システム管理委託業者、法で定める固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付を求めることができる者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市総務部税務課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	固定資産課税台帳

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	納税管理人システム納税管理人ファイル(税務課所管分)
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課
個人情報ファイルの利用目的	納税管理人の照会・異動に利用する。
記録項目	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、口座番号等
記録範囲	納税管理人である者
記録情報の収集方法	本人の申請及び宛名管理システムを利用して収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市総務部税務課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	税務地図情報システムファイル
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課
個人情報ファイルの利用目的	土地照会等に利用する。
記録項目	氏名、住所、資産状況
記録範囲	土地を保有する者
記録情報の収集方法	法務局からの登記情報及び固定資産税システムを利用して収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	システム管理委託業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市総務部税務課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	家屋管理システムファイル
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課
個人情報ファイルの利用目的	家屋照会等に利用する。
記録項目	氏名、住所、資産状況
記録範囲	家屋を保有する者
記録情報の収集方法	家屋評価により収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市総務部税務課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	家屋評価システムファイル
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課
個人情報ファイルの利用目的	家屋評価に利用する。
記録項目	氏名、住所、資産状況
記録範囲	家屋を保有する者
記録情報の収集方法	法務局からの登記情報及び宛名管理システムを利用して収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市総務部税務課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	—